

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準

平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の災害復旧工事に伴い、被災地域では労務市場が逼迫し、地域外から労働者確保が必要になることが想定される。その際、「労働者の宿泊に要する費用」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」等について、現行の積算基準により算出した労働者確保に要する間接費と乖離が生じる可能性があることから、契約締結後に受注者の支出実績を踏まえて共通仮設費及び現場管理費を設計変更することについて、必要な事項「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準（以下、「間接費の設計変更の運用」という。）」を定めるものである。

1. 対象工事

「間接費の設計変更の運用」の対象となる工事は、次の事項全てを満たす工事とする。

- (1) 福岡県朝倉県土整備事務所が発注する平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨に伴う工事であること。
- (2) 令和元年 10 月 1 日以降に入札公告又は指名通知をした工事であること。
- (3) 土木工事標準積算基準書（共通編）に記載されている工種区分を適用している工事であること。

2. 事前協議

- (1) 受注者は、「間接費の設計変更の運用」に基づく設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿により発注者と協議する。

<記載例>

工事打合せ簿

発議者※1	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者（株）○○建設 現場代理人 ○○○○
発議年月日	令和○年○月○日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事名	県道○○○○線 道路災害復旧工事（○工区）
起工番号	○○○ - ○○○○○ - ○○○
(内容) 本工事においては、工事箇所近隣から当該工種が施工可能な労働者等の確保が困難な状況であることから「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準」に基づく事前協議を行います。	

- (2) 発注者は、上記に規定する事前協議があったときは、その内容の確認・検討を行い、対象工事であれば受理する。その後、別途、5(1)に規定する通知を行うこととする。

3. 対象となる間接費

「間接費の設計変更の運用」の対象は、土木工事標準積算基準書（福岡県県土整備部）に規定する共通仮設費の営繕費のうち次の（１）から（３）に掲げる項目、及び現場管理費の労務管理費のうち次の（４）から（５）に掲げる項目（以下、「設計変更対象費」という。）とする。

- （１）労働者の輸送に要する費用
- （２）労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち宿泊費
- （３）労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費
- （４）現場労働者に係る募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- （５）現場労働者に係る賃金以外の食事、通勤等に要する費用

共通仮設費 (営繕費)	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費等（事業負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 自宅又は宿舍から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

4. 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示する。

<特記仕様書への記載例>

「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について」

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、「設計変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当額では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者は、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（以下、「間接費

の設計変更」という。)を請求する場合は、実績報告書(様式1)及び設計変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を監督職員に提出し、「間接費の設計変更」の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第3条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の設計変更」の対象としない。

第4条 発注者は、「間接費の設計変更」を行う場合は、設計変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる設計変更対象費分を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。

第5条 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第6条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 事前協議に伴う設計変更対象費の通知

- (1) 発注者は、2(1)に基づく事前協が行われた場合は、当初設計時における「間接費の設計変更の運用」により設計変更対象費から控除する間接費率計上額を受注者に通知すること。

<記載例>

工事打合せ簿

発議者 ^{※1}	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 朝倉県土整備事務所災害事業センター 災害道路課第〇係 〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 請負者		
発議年月日	令和〇年〇〇月〇〇日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	県道〇〇〇〇線 道路災害復旧工事(〇工区)		
起工番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇		
(内容)	本工事における間接費率計上額については、以下のとおりです。		
		共通仮設費(営繕費)	現場管理費(労務管理費)
	当初 (間接費率計上額)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」を請求する場合は、実績報告書(様式1)及び設計変更対象費に実際支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を提出し、協議するものとする。			

- (2) 受注者は、「間接費の設計変更の運用」に基づく設計変更を請求する場合は、設計変更対象費に実際支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。（なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は協議のうえ決定する。）

<記載例>

工事打合せ簿

発議者 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者（株） <input type="checkbox"/> 建設 現場代理人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
発議年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事名	県道〇〇〇〇線 道路災害復旧工事（〇工区）
起工番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇
(内容) 本工事における「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」について、別紙のとおり実績報告書を提出しますので協議願います。	

6. 積算について

- (1) 最終（精算）変更における「間接費の設計変更」の積算

次式により算出した「設計変更対象費（積上げ）」を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、設計変更するものとする。

$$\text{設計変更対象費（積上げ）} = \text{支出実績額}^{(\ast 1)} - \text{間接费率計上額}^{(\ast 2)}$$

- (※1) 支出実績額

= 労働者確保にかかる実績報告書（様式1）の額（ただし、証明書類において確認された費用（税抜）。）

- (※2) 間接费率計上額（小数点以下切捨て）

= 「積算基準により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」×設計変更対象費の割合

「支出実績額」は、共通仮設費と現場管理費毎に算出する。

「支出実績額」が、「間接费率計上額」を超過しなかった場合、「設計変更対象費（積上げ）」による設計変更は行わない。（積算基準により共通仮設費、現場管理費を算出する。）

【算出例】

- 「共通仮設費」の「設計変更対象費（積上げ）」の額の算出

費 目	金 額	備 考
支出実績額（共通仮設費分）	3,000,000 円	(①)
間接费率計上額（共通仮設費分）	2,000,000 円	(②)
設計変更対象費（積上げ）（共通仮設費分）	1,000,000 円	* (③) = ① - ②

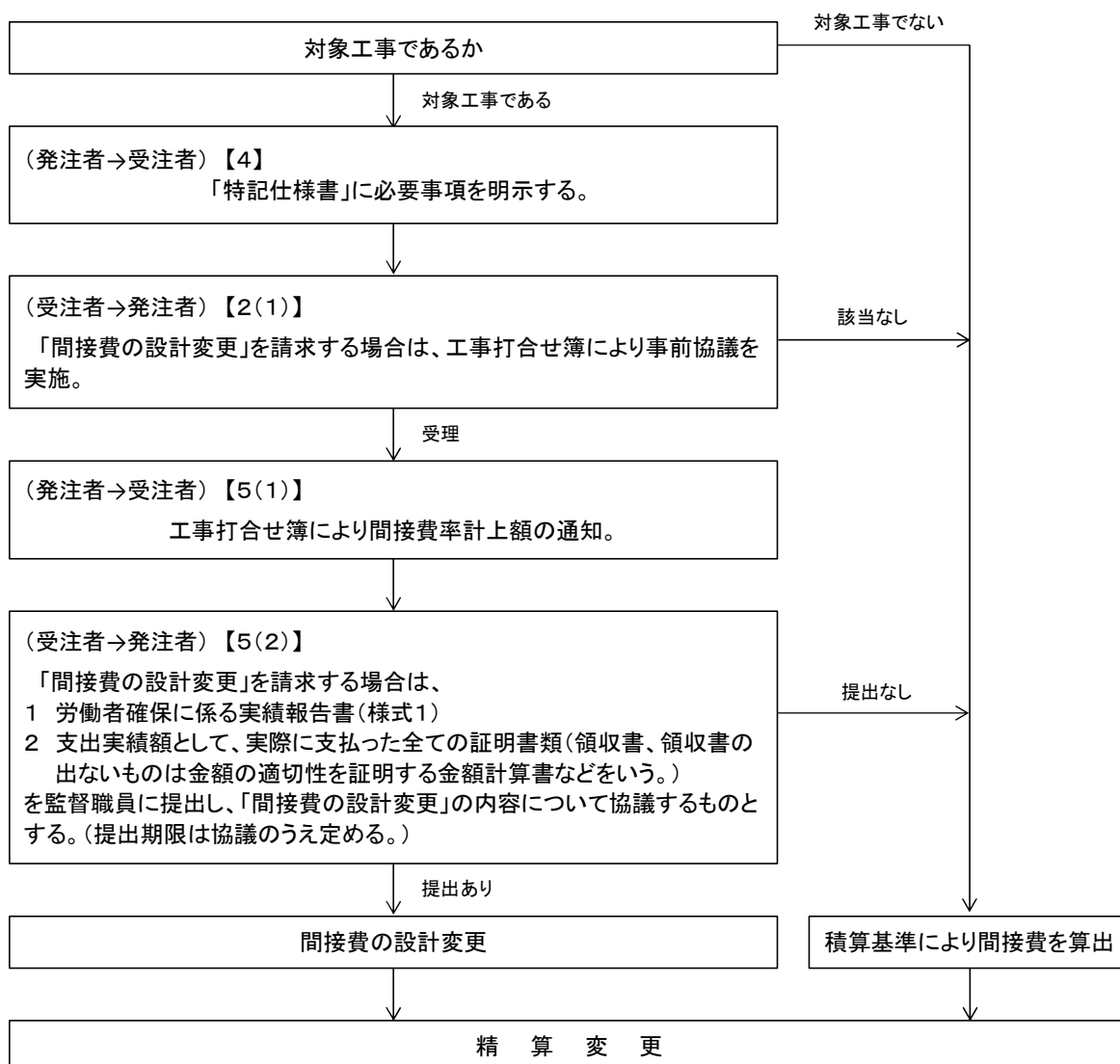
※設計変更対象費（積上げ）（共通仮設費分）がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積上げによる設計変更は行わない。（積算基準により共通仮設費を算出する。）

○「現場管理費」の「設計変更対象費（積上げ）」の額の算出

費 目	金 額	備 考
支出実績額（現場管理費分）	1,500,000 円	(①)
間接费率計上額（現場管理費分）	1,000,000 円	(②)
設計変更対象費（積上げ）（現場管理費分）	500,000 円	* (③) = ① - ②

※設計変更対象費（積上げ）（現場管理費分）がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積上げによる設計変更は行わない。（積算基準により現場管理費を算出する。）

【労働者確保に要する間接費の設計変更フロー】



7. 設計変更対象費について

(1) 対象

設計変更対象費の対象は、「労働者^(※3)」とする。（「社員等従業員^(※4)」は対象外。）

(※3) 労働者とは

- ・直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導警備員）

(※4) 社員等従業員とは

- ・元請企業、あるいは下請企業が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

(2) 借上げ費

- ア 対象とする費用は、建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用とする。
- イ 別紙様式①に取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し、借上げに要した領収書（税抜き額が確認できるもの^(※5)）を添付すること。
- ウ 賃貸契約に記載されている敷金、礼金、その他賃貸契約に係る費用等（税抜き額が確認できるもの）を含めるものとする。

(3) 宿泊費

- ア 対象とする費用は、労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用とする。ただし、宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。
- イ 別紙様式②に取りまとめ、領収書（税抜き額が確認できるもの^(※5)）を添付すること。
- ウ 領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。
- エ 宿泊費（1泊当り、税抜き額が確認できるもの）の上限は 6,700 円（税抜き）とする。
- オ 宿泊費の妥当性が認められた場合は、上記の上限額によらないものとする。（妥当性を証明する資料を添付すること。）

(4) 労働者送迎費

- ア 対象とする費用は、労働者を専用のマイクロバス等で受注者の本社若しくは支店から日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用とする。
- イ 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。
- ウ 別紙様式③及び様式③-1に取りまとめ、車両燃料等に係る領収書（税抜き額が確認できるもの^(※5)）を添付すること。
- エ 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（受領書等）の写し^(※6)を添付すること。

オ 自社のマイクロバス等を使用した場合は下記のとおりとする。

〔車賃（ガソリン代含む）〕

・ 1台当り・・・20円/km

(5) 労働者の「赴任手当」、「帰省旅費」

ア 別紙様式④-1に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し^(※6)を添付すること。

イ 労働者の所在地が分かる資料を添付すること。（免許証、社員証の写し）

(6) 早出、残業費の食事費及び食事補助費

ア 対象とする費用は、次の労働者の早出、残業時の食事費（事業者負担分）及び食事補助費に要した費用とする。

- ・ 当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業であると明記されている場合
- ・ 当該工事の施工にあたり、受注者、発注者協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

イ 別紙様式④-2に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し^(※6)及び食事に要した領収書等（税抜き額が確認できるもの）^(※5)を添付すること。

(7) 通勤等に要する費用

ア 対象とする費用は、次の労働者の通勤等に要した費用とする。

- ・ 自宅又は宿舎から現場、あるいは現場から現場、あるいは自宅から会社までの交通機関等の実費費用に応じて支給される費用
- ・ 労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる費用

イ 車両による通勤費用については、上記〔車賃（ガソリン代含む）〕の単価に自宅又は宿舎から現場、あるいは現場から現場、あるいは自宅から会社までの距離を乗じて算出し、別紙④-3に取りまとめて報告すること。

(※5) 証明書類として提出する領収書は、コピーを可能とする。

(※6) 以下のいずれかとする。

- ・ 労働者本人の受領印、又は本人のサインが確認できる資料
- ・ 賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写し

附則

この運用基準は、令和元年10月1日から施行する。

労働者確保に係る実績報告書

発注者

受注者 ⑩

令和 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の労働者確保に係る実績報告書を提出します。

費 目		費 用	内 容	支払額（税抜き）
共 通 仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	円
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	円
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	円
	小 計			円
現 場 管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	円
	小 計			円
合 計				円